

質問第一九号

畜産所得税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年一月二十六日

池田 恒雄

参議院議長 佐藤 尚武殿

畜産所得税に關する質問主意書

一、畜産(といつても専業だけでなく、農家副業やその他家庭養けい、養兔を含む)に對する課税の要領を
通觀すると、毎年一定していないし、地方的にもいろいろであるが、政府の方針はどうなつてゐるか。

二、昭和二十四年度確定申告において畜産に關する所得標準率を専業の場合と、副業の場合に分け、更に
それを牛(役、肉、乳)馬、めん羊(採毛、繁殖)山羊、にわとり(繁殖、採卵)兎、豚等に分け、それぞれ
の地方の代表的なものを説明されたい。

三、終戦後畜産は意外に強い足どりで復興していたが、最近あたまうちになつてゐる。にわとり、豚で有
名な愛知県を中心とする地帯では豚、にわとりのダンピングが現われたりしているが、畜産復興と税金
の關係を政策上どのように規定しているのか説明されたい。

四、畜産における事業の概念を税制上どのように規定しているかを明らかにされたい。